

「ともにあゆむ裁判」勝利和解できました！

2010年7月に、南医療生協を相手に、提訴してから4年5ヶ月が経ちました。

この夏、民事では異例の15時間を超える証人尋問を終えた日に、被告から和解協議の申し出がありました。それから和解協議を重ねること7回。

当初は、「安全配慮に不十分な面があった」「重く受け止める」という和解案しか出してこなかった被告。そして、『違反』『謝罪』という言葉はかなり難しいです」と言っていた裁判官たち。

和解協議の間も、愛知の赤旗まつり、「はたらく女性の中央集会」など、あちこちに足を運び、支援の輪を広げ、署名は、裁判所宛てが18317筆、南医療生協宛てが17696筆にまでなりました。

また、前回和解協議（12/12）以降、緊急に呼びかけてとりくんだ裁判所への「被告に安全配慮義務違反を認めさせ、謝罪するようご尽力ください！」の要請ハガキはFAXでの協力も含めると、300通を超えて裁判所に届けることができました。これは本当に大きな力になったと思います。

その甲斐あって、粘り強く裁判官に私がこの裁判をたたかってきた理由、勝ち取りたいと思っていることを伝え、被告を説得してもらい、本日（12月22日）和解をすることができました。

「被告は、うつ病発症が業務起因であり、労災認定された事実を真摯に受け止める」

「原告のうつ病の発症について、被告に安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後のうつ病の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任について重く受け止める」

「被告は原告に対し、本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するために、安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握およびメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する」
これらが、和解条項の主な内容です。

そして、南医療生協の機関紙「健康の友」2月号の「理事会だより」欄に、「本裁判が和解により終了したことを承認した」事実を掲載することも合意書で取り交わしました。

長い間、支えてきたくださったみなさんに心からの感謝を申し上げます。

勝利報告集会については、年末年始もあり、2月1日に愛知県知事選挙が迫っているため、2月上旬に開きたいと考えています。また、あらためてご案内をさせていただきます。

4時半から始まった和解協議が終わったのは6時過ぎ。報告集会の会場も弁護士会館で予約してあったのですが、裁判所からも締め出されてしまう時間になったため、裁判所前で簡単に報告をしました。

寒い中、年末のお忙しい中、かけつけてくださったみなさん、ありがとうございました。

夜、我が家にとっては奇跡的にイオン大高店で4人が集合することができて、お祝いの食事を娘がごちそうをしてくれました。ずっと支えてきてくれた家族にも感謝です。

これで、新しい年をあらたな気持ちで迎えることができます。

まずは、とりいそぎご報告まで。

2014年12月22日 「ともにあゆむ裁判」原告 梅村紅美子

E-mail: tomoniyayumu_umemura@yahoo.co.jp